

平成 25 年 12 月 10 日制定

「不動産鑑定士制度推進議員連盟」規約

(名称)

第1条 本連盟は、「不動産鑑定士制度推進議員連盟」と称する。

(目的)

第2条 不動産鑑定評価制度の一層の拡充を図り、不動産の鑑定評価が広く行政・経済・国民生活の各面で利用され、適正な不動産価格の形成をとおして、公平・公正で透明性の高い社会の実現に資するため、不動産鑑定評価に関連する法律の改正を目指していく議員連盟を設立するものである。

(会員)

第3条 本連盟は、日本不動産鑑定士政治連盟の推薦等を考慮し、前条の目的に賛同する衆参国会議員をもって構成する。

(役員)

第3条 本連盟に会長1名、会長代行1名、顧問若干名、副会長若干名、幹事長1名、幹事若干名、事務局長1名、事務局次長1名を置くことができる。

(会費)

第4条 本連盟の会費は、月額300円とし、議員歳費より徴収する。

(会議)

第5条 本連盟の会議は、会長が必要と認めた場合、開催する。

(事務所)

第6条 本連盟の事務所は、事務局長の事務所内に置く。

(補則)

第7条 本連盟の運営に関し必要な事項は、別に定める。

以上